

岐阜県社会人バスケットボール連盟賞罰規程

第1章 表 彰

(趣旨)

第1条 本章の規定は、岐阜県社会人バスケットボール連盟（以下「本連盟」という。）が行う個人又は団体に対する表彰に関する事項について定める。

(表彰の対象)

第2条 本連盟が行う表彰は次のとおりとする。

(1) 本連盟が主催する競技会に優秀な成績を収めたチーム及び選手

(2) 本連盟が推薦し、一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟が主催する全国的規模の競技会において優秀な成績を収めたチーム

(3) 本連盟が特に必要と認めた場合

(表彰の決定)

第3条 表彰は、賞罰委員会（以下「委員会」という。）で審査、決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念品を加授することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

第2章 懲 罰

(趣旨)

第6条 本章の規定は、本連盟に加盟するチーム及び個人（選手、指導者等チームスタッフ、役職員及びその他の関係者、以下「選手等」という。）に対して本連盟が科す懲罰及びその運用に関する事項について定める。

(違反行為に対する懲罰)

第7条 本連盟は、加盟チーム及び選手等が規約、またはこれに付随する諸規程（以下「本規程等」という。）に違反した場合は、本章に定めるところにより、懲罰を科すことができる。

(懲罰の種類)

第8条 本連盟による加盟チーム及び選手等に対する懲罰は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。

- (1) 戒 告 口頭をもって戒める
 - (2) 譴 責 始末書を取り、将来を戒める
 - (3) 罰 金 一定の金額を本連盟に納付させる
 - (4) 没 収 取得した不正な利益を剥奪し、本連盟に帰属させる
 - (5) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞状、賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
 - (6) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
 - (7) 得点または勝ち点の減点または無効
 - (8) 出場資格の停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への上場権を剥奪する
 - (9) 職務の停止・禁止・解任 本連盟または加盟チームにおける職務を一定期間または永久的に停止し、禁止しまたは解任する
 - (10) 除 名 本連盟から除名する
- （競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰）

第9条 本規程等に対する違反行為のうち、公式競技会における懲罰の対象となる行為及びこれに対する懲罰の基準は、「公式競技会における違反行為に対する懲罰基準」に定めるとおりとする。

（その他の違反行為に対する懲罰）

第10条 本規程等に対する違反行為のうち、加盟チームまたは選手等が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、本章に定めるところにより懲罰を科すものとする。

- (1) 本連盟の指示命令に従わなかった場合
 - (2) 本連盟、加盟チームまたは選手等の名誉または信用を毀損する行為を行った場合
 - (3) 本連盟または加盟チームの秩序風紀を乱した場合
 - (4) 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
 - (5) 加盟チームまたは選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申し込み、要求しまたは約束した場合
 - (6) 加盟チームまたは選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
 - (7) 加盟チームまたは選手等が、その他不正な経理を行った場合
- （懲罰の決定）

第11条 本規程等に対する違反行為に対する懲罰については、賞罰委員会の調査及び審議を経て、理事会が決定する。

第3章 賞罰委員会

(趣旨)

第12条 この規定は、加盟チームまたは選手等の表彰または懲罰の公平を期すことを目的に、本連盟の諮問機関として設置する。

(委員会の構成)

第13条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(1) 委員会の委員は、会長が指名する

(2) 委員長、副委員長は委員の互選によるものとする

2 委員会の委員は、6名以上10名以内とする

(委員の任期)

第14条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その補充をする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の任務)

第15条 委員会は、各事項につき、事実関係、証拠の確認、表彰または懲罰の適用等について審議し、その結果を理事会へ答申するものとする。

(会議)

第16条 委員会は、理事会の諮問を受けたときまたは委員長が必要と認めたときに委員長が招集し開催する。

(参考人等の出席)

第17条 委員会は、必要に応じて表彰または懲罰の当事者もしくは関係者の出席を求めることができる。

第4章 補 則

第18条 この規程に定めるもののほか、表彰及び懲罰に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。